

ベトナムへの集団強制送還による家族分断に関する声明

公益社団法人日本社会福祉士会は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

東京新聞等の報道によると、法務省入国管理局が今年2月、出入国管理及び難民認定法に違反する非正規滞在のベトナム人47人をチャーター機で集団強制送還した際、妻や夫、子どもを日本に残し、12家族が離れ離れになったことが判明したとのことでした。

このような行為は、「生命や自由が脅かされかねない人々が、入国を拒まれあるいはそれらの場所に追放又は送還されることを禁止する国際法上の原則」であるノン・ルフールマン原則並びに児童の権利に関する条約第9条の「締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。」という原則に反するものであると言えます。今回の強制送還による家族の分断は、これらの原則に照らし合わせると人権及び社会正義に反するものであると考えます。

私たちは、国際法や児童の権利に関する条約の精神に則り、各省庁・地方自治体が、あらゆる局面においても、人々の権利を守る立場で制度を運営するよう求めます。同時に、日本で既に長期間滞在している非正規滞在の外国人に対して、日本での定着性や家族の状況及び保護の必要性を十分に考慮し、彼・彼女らの生活権の保障について、人道的見地から検討されることを望みます。

2018年9月18日

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 西島 善久